

2018年6月18日

雲南市長 速水雄一 様

松江市浜乃木 5-10-25
島根原発・エネルギー問題県民連絡会
共同代表 北川 泉

島根原発3号機の適合性審査申請に関する事前了解手続きに対する要請

一. 要請事項

1. 島根原発3号機の新規稼働の必要性はなく、貴市が、中国電力の適合性審査申請自体を容認されないよう求めます。
2. 中国電力との原子力安全協定について、30km圏内自治体が立地自治体と同じ権限を持つものに改定するまで、事前了解の可否の検討及び回答をしないでください。
3. 島根原発30km圏内自治体が、前記第2項の原子力安全協定の改定に協力して取り組むよう、鳥取・島根両県、松江市及び周囲5市に対して求めてください。

二. 要請理由

1. 中国電力が国の原子力規制委員会に、新規規制基準による適正審査を申請する目的は、島根原発3号機による新規電力を生産するためです。しかし、福島原発の事故後、企業と一般家庭の省エネルギー化が進み電力余りの時代を迎えています。中国地方では最大電力需要は2007年をピークに、2011年以降、減少し続け、全ての原発が停止しても供給予備率は10%以上を維持し続けています。今後も電力需要が伸びる予測もありません。

2. 電力生産は、エネルギー資源の質を重視する時代に転換しています。福島原発の事故後、世界では「化石燃料から原発へ」ではなく、「化石燃料と原発から再生可能エネルギーへ」と大きく舵を切り始めています。台湾では「脱原発法」が可決され、中国では2050年目標として再生可能エネルギーの割合を80%にしています。また、アメリカでは、再生可能エネルギーの割合を、ハワイ州で2045年までに100%、バーモント州で2032年までに75%、カリフォルニア州で2030年までに50%とする法案が2015年に成立しています。

日本国内では、世界の流れに逆行してCO₂削減を口実に原発推進を掲げています。また島根原発3号機については、瀬戸内側の火力発電の老朽化への代替を理由にしていますが、その説得性のある詳細な説明はありません。福島原発事故前の島根原発3号機計画を見直してこそ、福島の教訓を活かす道です。

3. 万が一の事故処理費用を含めれば、原発の発電コストは 13.3 円/kwh と、火力の 9.9 円/kwh に比べても高くなっており（大島堅一龍谷大学教授による試算）、安全対策費用等も含めれば、さらに高い発電コストとなることは間違いありません。島根原発 3 号機の新規稼働の動きを正当化する根拠はありません。

4. 福島第一原発事故においては、立地自治体だけでなく、50km以上離れた飯館村まで避難生活を強いられ、7 年が経過した今も、子育て世代は故郷に帰還できていません。さらに被爆地では、196 人も子どもたちの甲状腺がんの発症が見つかっています。この事故後、国は避難計画の策定制度を 50km 圏まで拡大しました。しかし、放射能被害では「立地」自治体と「周辺」自治体との区別はないにも拘らず、安全協定において原発の増設等に対する地元了解の権限（同意・不同意の権限）自治体の権限（同意・不同意権）において両地域を区別する正当な根拠はありません。地元の権限（同意・不同意の権限）を同一にすべきです。

5. 原子力規制委員会は「適合性審査に合格しても事故は起こり得る」と説明しており、その際の避難計画も実効性が乏しく、住民の安全を保障するものとはなっていません。福島の事故を鑑みても、周辺自治体の発言は、立地自治体と同等の権限が担保されるべきです。貴市が中国電力に対して立地自治体と同等の安全協定を求めることは当然の権利であり、市民の安全、安心な豊かな暮らしを守ることは、地方自治法に定められた、地方自治体としての基本的責任です。